

国の責任をあいまいにせず避難の権利を認めてください



大阪高等裁判所第12民事部 御中

<事実誤認と結論ありきの最高裁判決>

昨年6月17日最高裁第二小法廷は、原発賠償4訴訟（生業、群馬、千葉、愛媛）について、「国は原発事故による損害賠償責任を負わない」とする判決（多数意見）を言い渡し、「国に責任あり」とした3つの高裁判決を取り消しました。判決は、法令の趣旨や高裁段階で争点となっていた事項についての判断を示さず「国が対策を指示していても原発事故は回避できなかった」と決めつけて国の規制権限の不行使を不問にして実質審理を回避しました。まさに結論ありきの付度判決であり下級審が範とすべき判例たりえません。丁寧に法令の趣旨や争点を論じて「国が規制権限を行使しなかったことは違法」と断じた三浦少数意見こそ本来最高裁として示すべき判断でした。

<国際人権法に避難者の“区別、はありません>

原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」は避難指示区域と自主避難等対象区域とで賠償額に大きな格差を設けています。東京電力は、自主避難者について「そもそも賠償をもらう資格がない」とすら述べています。しかし、国連自由権規約委員会は昨年11月日本政府の報告審査の総括所見で改めて「福島原子力災害を理由とするすべての国内避難民に対して支援を提供」すべきと勧告しました。また、昨秋調査で来日した国連の国内避難民の人権に関する特別報告者は「調査終了後のステートメント」で「強制避難者」と「自主避難者」という分類は国際人権法に基づいていないと指摘しています。

京都訴訟の原告の大多数は「自主避難者」です。その精神的被害（PTSD）が避難指示区域からの避難者と同じ程度に大きいことは専門家の意見書によっても明らかにされています。「自主避難者」にも精神的被害に見合う相応の慰謝料が認められなければなりません。

貴裁判所におかれましては、国の規制権限不行使を法令に則りきちんと裁くとともに、国際人権法の精神に則り、原告らが原発事故によって受けた社会的・経済的・精神的被害について公正に判断いただくよう強く要請します。



こちらから京都訴訟団の動画が
ご覧になれます。
原告たちの生の声を
聞いてください！



名前	住所

取扱団体：

【呼びかけ】 原発賠償京都訴訟原告団／東日本大震災による被災者支援京都弁護団
原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会



【集約先】 〒612-0066 京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1 コーポ桃山105号 市民測定所気付
原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会 TEL:090-1907-9210(上野) e-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp
※第1次集約5月末日、第2次集約8月末日、第3次集約11月末日です。上記集約先に送付をお願いします。